

福井ジュニアラグビースクール規約

（目的）

第1条 ラグビーフットボールを通じて、福井県嶺北地域（近郊を含む）の小、中学生の精神及び身体の健全な育成に寄与することを目的とする。

（活動内容）

第2条 前条の目的のためラグビーフットボールの実技、練習、試合及びこれらに関連した活動を行う。（親睦活動を含む）

（組織）

第3条 本会は、特定非営利活動法人パパ HANDS の事業により行う福井ジュニアラグビースクールに所属する小、中学生を対象としたラグビーフットボールチームである。

2 小学生の部をキッズ、中学生の部をジュニアとして活動を行う。

3 （ゼネラルマネージャー）は福井ジュニアラグビースクール代表が兼任する。

（会員および運営委員、指導員）

第4条 クラブは生徒とその保護者、運営委員、指導員で構成する。

2 運営委員として特定非営利活動法人パパ HANDS の理事長、本会の GM、ヘッドコーチ、第7条で定める各委員会委員長（兼任可）を置く。運営委員の任期は原則2年とする。再任については運営委員会による推薦及び本人の意思確認がなされなければその限りではない。

3 指導員（ヘッドコーチ、アシスタントコーチ、サポートコーチ）は、本会活動に賛同し協力する意思を有する者で、運営委員会において加入を認めた者とする。

（活動期間）

第5条 活動期間は、毎年4月1日から3月31日までを1年とする。会計年度も同様とする。

（保護者総会）

第6条 保護者総会を毎年4月に開催し、1年間の活動方針説明を実施する。運営委員会で決議された場合は、臨時に保護者総会を召集することができる。

（執行機関）

第7条 本会の執行機関として運営委員会を置く。

運営委員会は年度半期に最少1度開催し、第4条2で定める運営委員およびその代理で運営されクラブ全体の運営を審議する。

2 運営委員会は、第5条に定める事項を除き、重要と考えられる事項につき決議する。

3 各委員会から運営委員会への複数名参加は妨げないが、議決権は特定非営利活動法人パパ HANDS の理事長、本会の GM、ヘッドコーチ、各委員会に各1を与え、議決権を持つ出席者の過半数をもって決定する。

(委員会)

第8条 クラブ運営の実務を遂行するため、企画総務/会計、広報/宣伝、レフリー、医療の各委員会を設置する。各委員長(兼任可)は適宜委員を招集し与えられた任務を遂行する。

2 委員は、運営委員会において適当と認める者を必要な期間指名する。

3 各委員会の設置については本会の活動内容に応じて定める。

(GM 及び指導員)

第9条 GM 及び指導員は、本会活動において、実技指導や練習及び試合進行上の指示を行う。

2 活動中は、部員及び保護者は GM 及び指導員の指示に従って行うものとする。

(活動における注意)

第10条 保護者は本会活動に参加し、可能な範囲で協力するよう努める。

2 保護者は子どもの安全を確保するため、子どもの健康状態、服装、その他必要な注意をする。

(安全確保と活動中の事故及びウイルス感染)

第11条 本会活動は、選手の安全及び健康を最優先して進めなければならない。

2 活動上の事故に際しては、選手を対象として加入するスポーツ安全保険の範囲においてこれを補償し、この保険料は年度会費をもって充てるものとする。

3 運営委員及び指導員は、活動中の保護者及び選手ならびにその所有物に発生する事故について、スポーツ保険で補償される以外には責任を負わない。

4 活動上のウイルス感染に際して、スクールは一切の責任を負わない。

(入会)

第12条 入会に際し、保護者は、別紙様式の入会届及び誓約書をスクール代表宛てに提出するものとする。

(複数チーム登録)

第13条 複数チームの登録を希望する場合、本会を主チーム登録することとする。但し、中学校のラグビーチームに所属する選手は、本会を副チームとして登録することを認める。

2 複数チーム登録選手及び選抜チーム(福井県スクール選抜等)に参加する選手は、本会の活動を優先することとする。但し、ヘッドコーチが認めた場合は例外とする。

(会費)

第14条 本会の会費は部員一人につき小学生は年度会費 2,000 円。中学生は半期 4,000 円とし、4月と10月に納めるものとする。但し、期中入部の場合は別に定める。

2 会費のほか練習用備品購入費及びグラウンド利用料等として、中学生は活動参加月ごとに1,000円を徴収する。但し、中学3年生の後期は徴収しないこととする。チームウェア等や合宿、遠征費、大会参加費等は都度スクールにて決められた金額を個人が負担する。

3 本会所属選手が、選抜チームに選出され活動に参加する場合、選抜チームへの参加費は発生しない。ただし、選抜チームの活動において、スポーツ保険料や遠征費等の費用が発生する場合は個人負担とする。

(集合時の注意事項)

第15条 本会活動への参集は、保護者がその責任のもと行うこととする。ただし会場の都合等により自家用車での利用を制限する場合、又は乗り合わせによる配車を行う場合は、運営委員会の指示に従うものとする。

2 夏合宿もしくは遠方他府県への遠征の際は、主催団体側の駐車場確保への協力の観点から、スクールでバス利用をする場合がある。但しバス代金は原則、個人負担分を別途徴収するものとする。

本規約は2023年4月1日より発行します。

以上